

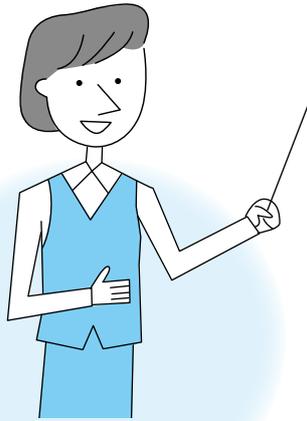
健康保険法等の一部改正について

令和3年6月に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（医療保険制度改革関連法）が可決・成立しました。

主な改正項目

- 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し（窓口2割負担の導入）
- 傷病手当金の支給期間の通算化
- 任意継続被保険者制度の見直し
- 育児休業中の社会保険料免除要件の見直し
- 効果的な予防・健康づくりに向けた保健事業における健診情報等の活用促進

※改正内容や施行日等、詳しくは下表をご覧ください。



健康保険法等改正の主な内容

改正項目	施行予定日	改正内容
後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し	令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日	後期高齢者医療制度の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定以上の所得(※)のあるものについて、窓口負担割合を現行の1割に代えて2割とする。 ※課税所得28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上)を予定。負担増となる外来患者に対する経過措置も含め政令で規定。
傷病手当金の支給期間の通算化	令和4年1月1日	傷病手当金について、出勤に伴い不支給となっている期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、実際に支給された日を通算して最大1年6カ月とする。 (注)現行は、支給開始日から起算して復職中の不支給となる日も含めて1年6カ月。
任意継続被保険者制度の見直し	令和4年1月1日	健保組合が規約で定めることにより、退職前の標準報酬月額に基づく保険料算定を認める。 (注)現行の算定方法は、退職前の標準報酬月額か、当該被保険者の全被保険者の平均標準報酬月額のいずれか低い額を適用。 現行の最大2年の被保険者期間の中で、被保険者からの申請による資格喪失(任意脱退)を可能とする。 (注)現行の資格喪失要件は、①任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき、②死亡したとき、③保険料を納付期日までに納付しなかったとき、④被用者保険、船員保険または後期高齢者医療の被保険者となったとき。
育児休業中の社会保険料免除要件の見直し	令和4年10月1日	短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には(その月の末日に育児休業でなくても)当該月の保険料を免除する。賞与の保険料は1月を超える育児休業を取得している場合に限り免除の対象とする。 (注)現行は、月末時点で育休を取得している場合に当月の保険料(含む賞与保険料)が免除される。
保健事業における健診情報等の活用促進	令和4年1月1日	労働安全衛生法等に基づく健診情報を被保険者が保健事業に活用できるよう、事業者に対し健診情報を求めることを可能とする。 健保組合等が保有する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐことを可能とする。